

税務相談室

欠損金額の繰越控除が 2年間延長

北海道医師会顧問税理士 留目 正

問い：法人の欠損金の繰越控除期間が5年から7年に延長されたそうですが、本当ですか。延長されるとしたら、どの年度から適用になりますか。

また、この改正によって実務的にはどのような影響があらましようか。

お答え：お尋ねの改正法等は今国会で成立する予定です。この相談室を先生が目にするときには、もう施行されていると考えられます。

そこで、現行の税制と改正点をご説明します。

I 現行の繰越控除制度

法人税法では、各事業年度および連結事業年度開始の日前5年以内に開始した事業年度で、青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金額はその後の各事業年度の所得金額から控除することができます。

なお、欠損金額が生じた事業年度からその欠損金額を所得金額から控除する事業年度までは連続して確定申告書を提出していなければ、この欠損金の繰越控除制度の適用はありません（法人税法第57条第10項）。

II 今回の改正点

青色申告書を提出した事業年度の欠損金額の繰越期間、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金額の繰越期間および連結欠損金額の繰越期間がそれぞれ7年に延長されました。

また、この改正は、平成13年4月1日以降に開始した事業年度において生じた欠損金額について

適用することになっています。

聞くところによりますと、諸外国に比べて、わが国の欠損金額の繰越控除可能期間が比較的短いという批判とともに、繰越欠損金額の税効果認識期間の延長を求める声の主として金融機関等から高まり、2年間延長されたいです。諸外国の例としては、アメリカは20年、イギリスは無制限、ドイツもフランスも無制限のようです。

III 実務への影響

欠損金額の繰越控除期間が延長されると、多くの法人で生じていた多額の繰越欠損金額のうち、将来切り捨てられていた欠損金額が少なくなるものと考えられます。

この改正は、平成13年4月1日以降開始する事業年度から適用されます。このため、3月決算法人を例にとってみますと、平成14年3月31日に終了した事業年度で発生した繰越欠損金額は、平成21年3月31日に終了する事業年度までが、繰越欠損金額の控除可能な事業年度となります。

一方、現在進行中の平成16年3月31日に終了する事業年度でみてみますと、平成13年3月31日に終了する事業年度までに発生した繰越欠損金額は平成18年3月31日までに解消しなければ、控除しきれなかった繰越欠損金額となり、切り捨てられることとなります。

IV 更正の期間制限

現行の税制では、税務調査はいつまでも遡ることはできず、脱税以外の場合の過少申告に係ることは3年間です。

繰越欠損金額の控除の適用期間延長に伴って、更正期間も延長されますので、今後の税務調査の範囲も、従来3年から5年に延長されることが予想されます。

従来3年が5年まで延長されることとなりますと、調査期間も長くなり、一つの事例でも遡及する期間も長くなることが予想されます。

平成16年4月1日以降開始する事業年度の法人では、平成22年5月31日までが更正可能期間となりますでしょう。

なお、従来、実施調査が行われる場合、“3年一巡”と言われていたものが、“5年一巡”といわれることになるかも知れません。